

弘前PR応援サポーター設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前PR応援サポーター（以下「サポーター」という。）を設置することにより、弘前の魅力ある地域資源等を広く情報発信し、弘前市シティプロモーションの推進を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 サポーターに登録できる者は、前条の目的に賛同し、自ら弘前のPRを応援する個人又は団体・企業とする。

(活動内容等)

第3条 サポーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 弘前の魅力、地域資源等の情報発信、PR活動
- (2) 市が提供するチラシ、パンフレット等の配布によるPR活動
- (3) その他シティプロモーションの推進に資する活動

2 前項の活動により発生した費用については、当該サポーターの負担とする。

(登録申込)

第4条 サポーターの登録申込は、弘前PR応援サポーター登録申込書（様式第1号）により行うものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の登録申込があった場合に、第2条の登録要件に該当すると認められるときは、サポーターとして登録するものとする。

(任期)

第6条 サポーターの任期は、1年とする。ただし、特に申出がない場合は、登録期間の満了後、自動的に1年間延長されるものとする。

(登録の変更等)

第7条 サポーターとして登録された者は、登録した内容に変更がある場合は、速やかに弘前PR応援サポーター登録変更届出書（様式第2号）を市長へ提出するものとする。

2 サポーターの登録を取り消す場合は、弘前PR応援サポーター退会届出書（様式第3号）を市長へ提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、サポーターの登録を取り消すことができる。

- (1) サポーターに公序良俗に反する行為又はサポーターとして相応しくない行為があった場合
- (2) サポーターとの連絡が不通となった場合

(責任)

第9条 サポーターが第3条に規定する活動に際して生じた事故等の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 9月21日から施行する。